

随意契約の結果

【令和2年9月分】 役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
東日本都市再生本部他庁舎清掃業 務	契約担当役 東日本都市再生本部長 村上 卓也 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和2年9月30日	(株)白青舎 東京都千代田区岩本町1- 3-9	9010001054143	56,694,000円	56,694,000円	100.0%	本業務は庁舎内清掃業務である。管理規約等により清掃を貸主の指定業者に請負わせることになっており、当該業者がその指定業者である。よって、会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該業者と随意契約を行ったものである。	-				
四谷駅前再開発事務所_賃料及び 共益費(9F)R2.10~R 3.4	分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 平澤 博之 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和2年9月11日	(株)光丘 大阪府富田林市新堂234 5	2120101030849	5,338,410円	5,338,410円	100.0%	当該契約は、四谷駅前地区第一種市街地再開発事業を実施するために使用する事務所の賃貸借契約である。立地、規模、賃料等の条件から、当該物件が最適であると判断し、当該物件に関する賃貸借契約を締結したものであるが、当該業務は、現在も継続中であり、引き続き当該物件を【四谷駅前再開発事務所】とすることが業務遂行上必要であることから、会計規程第51条第3項第1号の規定に基づき、前回と同一の者と随意契約を行ったものである。	-				

- ※1 単価契約の場合は、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
 ※2 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
 ※3 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

【対象となるもの】
 ・予定価格が250万円を超える工事又は製作
 ・予定価格が180万円を超える財産の買入れ
 ・予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入
 ・予定価格が100万円を超える役務
 ただし、機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。